

部活動の地域展開に係る廿日市市の方針について（案）

1 地域展開の基本目標と基本方針

(1) 基本目標

こどもたちの「やりたい」を応援するまちづくり

～部活動の地域展開を通して生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ環境をつくる～

【副題修正】



～ こどもたちの放課後と地域の未来をつなぐ挑戦！ ～

(2) 基本方針

- 1 こどもたちのニーズに応じた、主体的な選択を応援します。
- 2 地域の資源を最大限に生かし、多世代とのつながりをつくります。

3 持続可能な活動となる体制を構築します。

- (1) 学校における働き方改革を推進します。
 - ・教員のこどもに向き合える時間を確保します
- (2) 関わるすべての人のウェルビーイングの向上を目指します。
 - ・スポーツ・文化芸術活動等による絆の強い地域をつくります。
 - ・スポーツ・文化芸術活動によって地域の好循環を創造します。

【基本方針修正】



3 持続可能な活動となる体制を構築します。

- ・関わるすべての人のウェルビーイングの向上を目指します。
- ・教員が担うべき業務に専念する環境づくりを推進します。
- ・スポーツ・文化芸術活動等による絆の強い地域をつくり、地域の好循環を創造します。

※ 目標に掲げている「放課後」とは、「休日」と「平日の放課後」を指しています。

2 各基本方針に基づく進め方

1 こどもたちのニーズに応じた、主体的な選択を応援します。

- (1) 地域クラブ認定制度の創設
市が定める認定基準を満たした団体を「廿日市市地域認定クラブ」として認定し、こどもたちが安心して参加できる環境を整備します。
- (2) 活動情報の一元化
ホームページ等を活用し、活動場所、活動日時、費用、指導者情報等を公開することで、こどもや保護者が主体的に選択できる仕組みを構築します。
- (3) 多様なニーズへの対応
競技志向だけでなく、楽しみながら活動したい生徒、文化芸術活動に参加したい生徒、障害のある生徒など、多様なニーズに対応した活動を推進します。

2 地域の資源を最大限に生かし、多世代とのつながりをつくります。

- (1) 地域コミュニティとの連携
市民センター、スポーツ協会、文化協会、総合型地域スポーツクラブ等との連携を強化し、地域全体でこどもを支える体制づくりを進めます。
- (2) 地域活性化との連動
地域クラブ活動を通じて世代間交流を促進し、地域コミュニティの活性化や関係人口・関心人口の増加につなげます。
- (3) 学校施設の有効活用
学校施設を地域共有財産として活用し、活動場所の確保を図ります。

3 持続可能な活動となる体制を構築します。

- (1) 安全管理体制の構築
認定地域クラブに対し、安全管理マニュアルの整備、傷害保険等への加入、緊急時対応体制の構築を求めます。
- (2) ハラスメント防止
指導者研修を実施し、暴力、暴言、ハラスメント等の防止を徹底します。
- (3) 財政的支援
活動の立ち上げや継続に必要な支援制度を検討し、持続可能な運営を支援します。
- (4) 関わるすべての人のウェルビーイングの向上
誰か一人が抱えるのではなく、保護者、教職員、先輩や後輩、地域の方々、企業等がそれぞれの立場で関係し、発展できるよう協働体制を構築します。
- (5) 評価と改善
毎年活動状況を検証し、こどもや保護者の意見を反映しながら制度改善に努めます。

3 地域展開の型

(1) 学校部活動の地域クラブ化（地域連携型）

既存の学校部活動を、地域の指導者や見守りのもとで実施し、近隣地域の中学生も参加できる形を工夫します。

近隣の学校で同種目を集約する「拠点校方式」や「合同部活動方式」も参加生徒数の実情に併せて検討します。



(2) 既存の地域クラブ（地域展開（移行）型）

市内で活動するスポーツや芸術文化の活動をしている団体や、総合型地域スポーツクラブ、市民センターの自主活動グループ等に生徒と一緒に活動できる形を依頼します。



(3) 新規の地域クラブ（地域展開（設立）型）

地域展開を機に従来学校の部活動になかった種目の地域クラブの形を創出します。



4 地域展開実行期間中のスケジュール

※ 現〇年生は、令和8年度現在

		令和8年度	令和9年度	令和10年度 (大会終了時)	令和11年度	令和12年度	令和13年度
休日	現中学校1年生	中学校の部活動 (学校教育の一環)		中学校部活動卒業 地域クラブ等の活動			
	現小学校6年生						
	現小学校5年生						
平日	現小学校4年生				中学校の部活動	地域クラブ等の活動	
	現小学校3年生				中学校の部活動	地域クラブ等の活動	
	現小学校2年生					地域クラブ等の活動	中学校の部活動
地域展開 スケジュール		教職員の地域展開に係る兼職兼業届受付開始 (R9.3月下旬～)					
		地域クラブ認定申請受付開始 (R9.4.1～) 指導者人材バンク設置 (R9.4.1～)					
		活動場所調整、指導者等とのマッチング、認定クラブ研修会等開始					
		休日の地域展開開始 (完全移行 (R11.4.1～))					
		平日の地域展開実施検討 (R14.3.31までを目処)					

(1) 学校部活動のスケジュール

ア 休日：まずは、土日及び祝日（長期休業等除く。）について、令和10年度末を目処に地域展開を進めます。

- (ア) 中学3年生：各種大会終了により中学部活動引退
- (イ) その他学年：年度内に種目毎に緩やかに進めます。

イ 平日：地域クラブの認定状況や国の中間評価を勘案しながら、令和13年度末を目処に地域展開の準備を進めます。

(2) 地域クラブ展開

令和9年度から市スポーツ協会、地域総合型スポーツクラブ、市文化協会等に所属している既存団体については、地域クラブとして認定し、休日の地域展開への調整や中学校の部活動顧問等との連携を進めます。

地域クラブの認定については当面、活動場所及び種目等は限定せずに認定を進めていき、活動場所の調整等が必要となった際に活動場所及び種目等は限定することとします。また、指導者等に係る人材バンクを設置し、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、継続的な制度となるように取り組みます。

5 活動場所

まずは、生徒の生活圏域にある市立中学校、そして小学校での活動を検討します。

その他、市民センター、社会体育施設、スポーツ施設、文化ホール、集会所、県立高等学校（学校開放事業）などの公共施設や民間施設等の利用を検討し調整します。

(1) 学校施設の目的外使用

小中学校の体育館やグラウンドと同様に文化芸術クラブは音楽室、美術室等の使用が想定されることから管理に必要な整備を進めます。

また、学校備品等についても適切に使用できるようルール化します。

(2) その他公共施設

地域認定クラブが、優先的に利用できるよう利用団体等と調整します。ただし、一部の地域認定クラブが施設を独占する事のないよう利用回数を制限するなどの調整をします。

6 こどもの放課後や休日の活動

中学校の部活動とは異なり、一つの活動にとらわれることなく、自分たちの「やりたい」活動に取り組める体制を創る。成長期にある生徒のバランスを考慮し、活動は週1 1時間程度の範囲内。1週間当たり2日以上を休養日を設けます。

(平日は、概ね17時から21時までの間の2時間以内、休日は、土日いずれかで3時間以内を目安とする。)



月	火	水	木	金	土	日
陸上	陸上	—	陸上	陸上	陸上	—



月	火	水	木	金	土	日
サッカー	吹奏楽	—	サッカー	サッカー	吹奏楽	—



月	火	水	木	金	土	日
化学	書道	—	—	—	伝統芸能	—

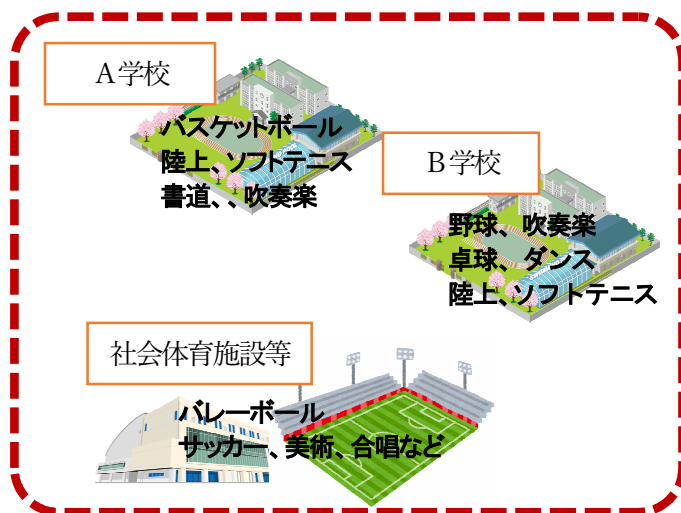


月	火	水	木	金	土	日
—	書道	—	—	—	伝統芸能	ダンス

【最終的な地域活動イメージ】



それぞれが希望する
種目・団体に参加



7 平日の一日 (イメージ)



小中学校ともに、児童生徒完全下校時刻後、地域認定クラブ等が主体となって地域やこども達の多様な学び場として学校施設等を活用できるよう学校施設の開放を順次進めていきます。

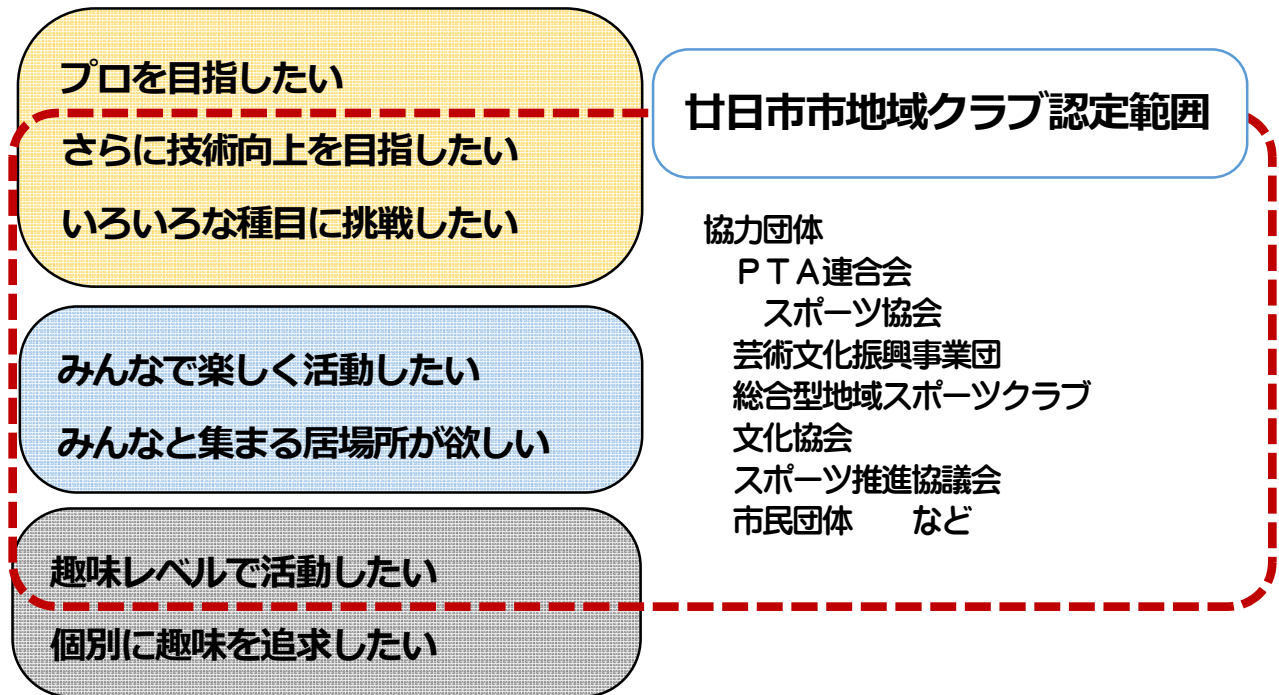
教職員が通常の事業時間帯に、授業等に専念できるよう、また、こども達と向き合う時間を確保するため、学校現場の役割と責任を限定し、教職員の負担軽減を図るとともに教育の質の確保に努めます。

この考え方が地域に浸透するよう保護者や地域コミュニティ等との連携を強化し、学び合いや支え合いの輪を広げるよう努めていきます。

8 市が目指す地域クラブの認定範囲

【こども達の思い】

【想定される団体等】



- 国が示すガイドラインを遵守した活動ができる団体。
- スポーツ・文化芸術に限定しないで、幅広くこどもの「やりたい」を継続的に応援できる団体。
- こどもの安全確保を一番に考えられる団体。

【地域クラブに参画いただきたい団体のイメージ】

- 保護者の方々
- 地域の方々
- 小中高等学校の教職員（元教職員含む。）
- インストラクターや専門家

(地域認定クラブと学校部活動の違い)

	地域認定クラブ	学校部活動
活動主体	様々な団体（登録）	中学校部活動
指導者	多様な人材（教員、保護者等）	教員、部活動指導員
参加者	児童生徒を中心とした様々な人	当該校の生徒
活動場所	学校施設、公共施設、その他	当該校
費用負担	月会費等	部費など
保険	スポーツ安全保険等	日本スポーツ振興センター災害共済

9 地域クラブの認定要件

地域クラブは、市内で活動し、子どもたちや保護者等が安心して参加できる団体とし、次のような要件を付します。（詳細については、地域クラブ認定申請に記載します。）

(1) 組織・運営体制

- ア 責任者・指導者・会計・見守り担当者などを含めたスタッフ3名以上で構成
- イ 団体規約等が作成され、組織運営に透明性がある。
- ウ 国のガイドラインや市が定める要件を遵守できる。
- エ 安全確認、事故やトラブルを未然防止に努め、事故発生時に適切に対応できる。
- オ 体罰・暴言・ハラスメントを決して行わない。

(2) リスク管理

- ア 活動中の事故、トラブル等の管理責任並びに保護者や関係機関への緊急時の連絡体制を明確にすること。
- イ 団体のスタッフ及び参加者が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること。
- ウ 個人情報の漏洩等がないよう管理を徹底すること。

(3) 休養日・活動時間

週当たり2日以上 of 休養日を設定し、週11時間程度の活動とする。

（大会直前練習、大会参加等によりこれによりがたい時は、休養日を別の週に振り分けるよう努めること。）

※参考・・・平日：午後5時から9時30分までのうちの2時間程度

土日：どちらか1日のうち3時間程度

(4) 会費等

地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定すること。

(5) 学校との連携

- ア 活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校と共有等行うこと。
- イ 生徒の活動状況、活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- ウ 地域クラブへの入会時に生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ること。

(6) 認定の有効期間

認定の有効期間は、最長3年間とする。

10 指導者人材の確保

廿日市市地域展開推進委員会は、退職教員、企業人材等の活用を含め、指導者の発掘・把握に努め、各種団体等とマッチングを行う人材バンク制度を創設します。

1 1 指導者の要件

指導者の登録要件は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 教員免許を有し、地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校における部活動の指導実績のある者
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定するスポーツ指導者資格等の指導者資格を有する者
- (3) 地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校における部活動の指導実績のある者
- (4) 市スポーツ協会又は市文化協会から推薦された者
- (5) 地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動の経験がある者
- (6) その他市長が認める者

1 2 指導者の研修

地域クラブは、市の地域展開推進委員会が指定する研修を活動開始までに、必ず受講する必要があります。また、活動を継続する場合は、市が指定する期間内に毎年研修を受講するものとします。

(参考) 研修の例

- (1) 基本姿勢・服務規律
- (2) 生徒への指導
- (3) 安全管理・事故対応等
- (4) 保護者や学校との連携

1 3 教職員の兼職兼業

地域の指導等を希望する教職員は、兼職兼業の許可を得た上で、指導者等として、業務に従事することができます。

希望者は、地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条に基づき、兼職兼業等従事願を校長を通じて市教育委員会に提出します。

市教育委員会は、教職員本人の意思を尊重し、指導等を望んでいないにも関わらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等の業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など勘案して判断します。

市教育委員会は、許可後も勤務校等の学校運営や教職員の健康への配慮等に必要が生じた場合は、当該団体等と協議し、学校運営及び団体運営の継続に向けて調整します。